新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

平成３０年３月５日

東京家庭裁判所

目　次

第１　基本的な考え方
１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　他の業務継続計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(1) 平常時の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(2) 発生時の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　業務継続計画の前提となる被害状況等の想定・・・・・・・・・・・２

第３　発生時の業務体制等
１　業務継続の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　業務の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(1) 発生時継続業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）・・・・・・・・・・３
３　新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保・・・・・・・・・・・３
(1) 指揮・命令系統の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(2) 人員計画等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(3) 特定接種体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　業務継続計画の発動・運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(1) 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(2) 国内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(3) 国内感染期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(4) 小康期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第４　業務継続のための執務環境の確保
１　物資・サービスの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　事業者への要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　食堂・売店等の営業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第５　感染対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第６　業務継続計画の維持・管理等
１　関係機関との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第１　基本的な考え方

１　目的

新型インフルエンザは，毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより，およそ１０年から４０年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため，世界的な大流行（パンデミック）となり，大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また，未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため，新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第２条第１号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においては，感染拡大を可能な限り抑制し，国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

東京家庭裁判所は，新型インフルエンザ等発生時においても，離婚，相続等に関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を取り扱う家庭裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は，最高裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」に基づき，新型インフルエンザ等発生時においても，想定される被害状況等に応じて，東京家庭裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう，適切な対策を講ずるために策定するものである。

２　他の業務継続計画との関係

東京家庭裁判所においては，首都における大規模地震を想定した「東京家庭裁判所業務継続計画」を策定している。同計画と本業務継続計画とでは，非常時における制約のある状況において，継続すべき優先業務を特定し，裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが，首都における大規模地震と新型インフルエンザ等では，被害の地理的な範囲，被害が継続する期間，被害への対応など異なる要素が多いことから，本計画は，首都における大規模地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

３　実施体制

(1)　平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え，本庁家事部，本庁少年部，本庁事務局各課及び立川支部において，関係機関とも連携を図り，情報収集に努める。

(2)　発生時の体制

東京家庭裁判所においては，新型インフルエンザ等が発生した場合には，その対策等を推進するとともに，業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として，所長を本部長とする対策本部（別紙第１参照）を設置する。

また，本庁家事部，本庁少年部，立川支部は，各部署のみに関する事項の意思決定を行う機関として，それぞれ家事部分会，少年部分会，立川支部分会を設置することができる（別紙第１参照）。

各分会における決定事項については，随時，対策本部に報告することとする。

第２　業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は，病原性や感染力等に左右されるものであり，現時点でこれを予測することは困難である。政府のガイドラインにおいては，過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考に，新型インフルエンザ等発生時の被害状況等につき，以下のとおり想定されている。

・　国民の２５％が，地域ごとに流行期間（約８週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は，１週間から１０日間程度り患して欠勤するが，その大部分は，一定期間の欠勤期間後に治癒し，免疫を得て職場に復帰する。

・　ピーク時（約２週間）に職員が発症して欠勤する割合は，多く見積もっても５％程度であると考えられるが，職員自身がり患する場合のほか，家族の世話，看護等（学校・保育施設等の臨時休業や，一部の福祉サービスの縮小，家庭での療養などによる。）のために出勤が困難となる場合，不安により出勤しない場合があることを見込み，職員の最大４０％程度が欠勤する。

新型インフルエンザ等発生時における東京家庭裁判所の業務継続計画を検討するに当たっても，上記のような被害状況等の想定と異なる想定をすべき事情はない。

したがって，本計画は，上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものである。

第３　発生時の業務体制等

１　業務継続の基本的方針

東京家庭裁判所は，新型インフルエンザ等発生時において，利用者や職員の生命・健康を保護しつつ，最低限の機能を維持するため，新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み，人的資源を集中させるとともに，感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には，東京家庭裁判所は，新型インフルエンザ等発生時において，利用者や職員の生命・健康を保護するために，新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し，又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに，東京家庭裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい，強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし，その他の業務（以下「発生時継続業務以外の業務」という。）は縮小又は中断する。

そこで，東京家庭裁判所の業務を，「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般

継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し，「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける。

その上で，新型インフルエンザ等発生時において，発生時継続業務を適切に実施，継続できるよう，必要な人員，物資等を確保する。特に人員については，国内において新型インフルエンザ等が発生した際に，発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し，その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

2　業務の分類

(1) 発生時継続業務

ア　強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の対策に関する業務であり，新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し，又は業務量が増加するものである。

具体的には，利用者や職員の生命・健康を保護するとともに，指揮・命令系統を維持して東京家庭裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（別紙第２参照）がこれに該当する。

なお，上記の各業務は各部署においてそれぞれ行い，その結果を対策本部に報告する。総務課においては，対策本部の指示により，各部署の状況等につき，適宜の方法により各部署に情報提供することとする。

イ　一般継続業務

政府のガイドラインにおいては，最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって，一定期間，縮小・中断することにより，国民生活，経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから，国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものとされている。

東京家庭裁判所においては，最低限の機能を維持するため，緊急性が特に高い業務（別紙第２参照）を一般継続業務とする。

(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては，一定期間，大幅な縮小又は中断が可能な業務であり，業務の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが，業務資源の配分の優先の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

東京家庭裁判所においては，発生時継続業務以外の業務についても，緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて，優先順位を第１順位から第３順位まで付け（別紙第２参照），優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3　新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

(1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に，業務上の意思決定機能を維持するため，各部署において以下の事項を検討する。

・　権限者のり患に備えて，代行者等を指名する。

・　権限者と代行者等が同時にり患しないよう，同時同場所の勤務を避ける。等

(2)　人員計画等の作成

各部署において，発生時継続業務を適切に実施，継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。

当該計画は，発生時継続業務を適切に実施，継続するために必要な人員を算出した上で，学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患を有するため出勤困難となる可能性のある職員等を考慮して策定する。

また，通勤時や勤務時の感染機会を低減するための勤務体制を整える。

(3)　特定接種体制の構築

ア　東京家庭裁判所における特定接種者

本庁及び立川支部の家庭裁判所調査官各１人が対象となる。

この対象者の選定は，首席家庭裁判所調査官の意見を踏まえ，所長が行う。

イ　特定接種実施医療機関

特措法第２８条に基づく特定接種を実施する接種実施医療機関は，[redacted]とする。

4　業務継続計画の発動・運用

東京家庭裁判所は，政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第１５条第１項。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には，速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は，流行の各段階に応じて行う必要があるため，以下において各発生段階における一応の運用を示すこととする。しかし，これは一つの目安にとどまり，新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は，病原性や感染力，地域の実情等に左右されるものであることから，業務継続計画の運用については，これらを踏まえて柔軟に行うことが必要である。

(1)　海外発生期

海外発生期とは，海外で新型インフルエンザ等が発生したものの，国内では新型インフルエンザ等は発生していない状態である。

海外発生期では，直ちに東京家庭裁判所の業務に対して影響が生じることは考えにくいが，国内で新型インフルエンザ等が発生する場合に備え，対策本部等を設置し，新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め，業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し，縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関及び各部署に周知するなどして，国内発生早期に移行した場合に備える。

(2)　国内発生早期

国内発生早期とは，国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが，全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態である（ただし，国内でも，都道府県によって状況が異なる可能性がある。）。

政府対策本部が国内発生早期に入ったことを宣言した場合には，東京家庭裁判所の実情に応じて，発生時継続業務以外の業務のうち優先順位の低い業務を縮小又は中断することを検討し，特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。また，発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等が不明である場合には，これらが重篤な場合を想定して，早期に発生時継続業務以外の業務をいったん縮小又は中断し，その後，状況を踏まえて縮小又は中断の見直しを検討する。

なお，東京家庭裁判所の実情等によっては，更なる対策を講じることも検討する。例えば，東京都又はその隣接県において感染が拡大している場合，中央省庁その他近隣の行政機関等が新型インフルエンザ等の流行を理由に業務を縮小又は中断している場合，東京家庭裁判所の複数の職員がり患し，東京家庭裁判所内での感染が疑われる場合などは，国内感染期における業務体制に移行することを検討する。

(3) 国内感染期

国内感染期とは，国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいい，感染拡大からまん延，患者の減少に至るまでの時期を含むものである。

政府対策本部が国内感染期に入ったことを宣言した場合には，発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し，新型インフルエンザ等発生時の業務体制に移行する。また，政府対策本部が，新型インフルエンザ等緊急事態（特措法第３２条第１項）を宣言した場合には，実情等に応じて，発生時継続業務以外の業務を大幅に縮小又は中断する。

国内感染期に移行した場合に縮小又は中断する業務の一般的な方針については，各部署から関係機関に対し，十分な説明を行うものとする（別紙第３参照）。

(4) 小康期

小康期とは，新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し，低い水準でとどまっている状態をいう。

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合には，通常の業務体制への復帰を検討する。業務の拡大・再開等については，東京都及びその隣接県における感染状況等を踏まえ，柔軟に判断することとする。

また，小康状態の後の第二波，第三波に備え，必要に応じて業務体制の見直し等を検討する。

○　新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージ

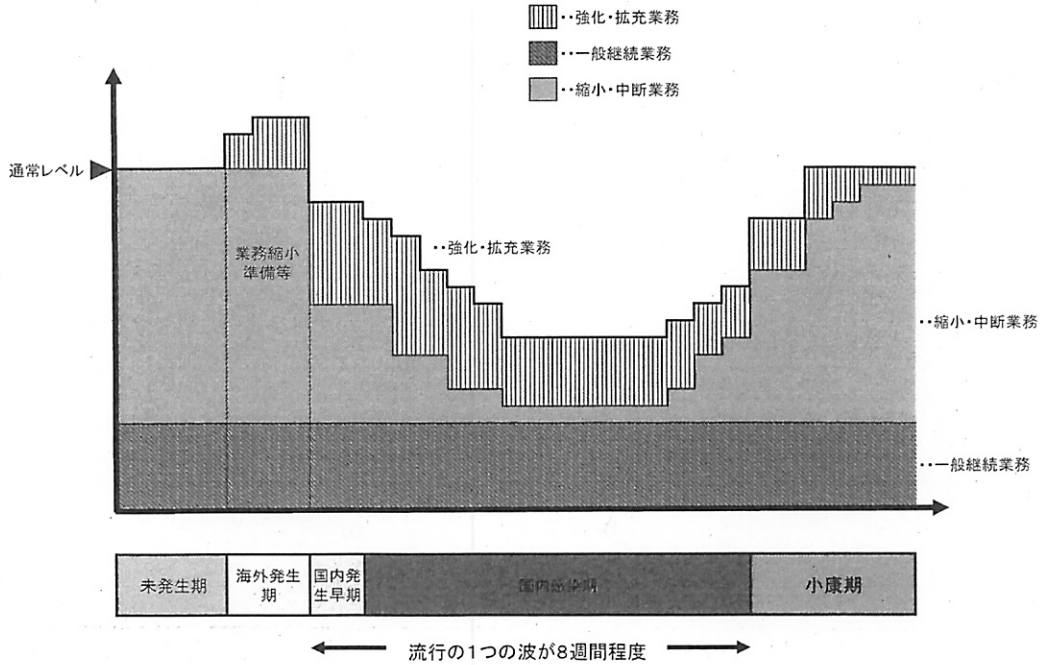

第４　業務継続のための執務環境の確保

１　物資・サービスの確保

庁舎管理や警備，清掃・消毒業務，各種設備の点検・修理，消耗品の供給等の発生時継続業務を適切に実施，継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに，物資については必要に応じて備蓄する。

２　事業者への要請

１の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し，業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には，代替策を検討する。

３　食堂・売店等の営業

東京家庭裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については，東京都及びその隣接県における新型インフルエンザ等の感染状況，食堂等の利用状況，周辺の施設の状況等を考慮した上で，営業を継続するか否かを検討する。

第５　感染対策の徹底

発生時継続業務を適切に実施，継続するため，新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知徹底するとともに，「新型インフルエンザ感染防止対策のためのガイドライン」（平成２１年５月最高裁判所事務総局人事局能率課作成）や政府のガイドライン等を参照の上，感染対策を徹底する。

第６　業務継続計画の維持・管理等

1　関係機関との調整

業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから，関係機関との調整を十分に行う。

2　教育

業務継続計画の実効性を高めるため，職員に対し，平常時から同計画の周知に努め，業務継続等の重要性を認識させる。特に強化・拡充業務に従事する職員に対しては，研修，訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

3　改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や，教育等を通じて課題が明らかになった場合等には，適宜，業務継続計画の見直しを行う。

（別紙第１）

東京家庭裁判所新型インフルエンザ等対策本部等構成員

1　対策本部（東京家庭裁判所全体の業務継続の組織体制の構築及び指揮命令を行う。）

東京家庭裁判所長（本部長）
家事部所長代行者
少年部所長代行者
首席家庭裁判所調査官
家事部次席家庭裁判所調査官
少年部次席家庭裁判所調査官
家事首席書記官
家事次席書記官
少年首席書記官
少年次席書記官
事務局長
事務局次長（労務・経理）
事務局総務課長
事務局人事課長
事務局経理課長
事務局出納課長
立川支部長
立川支部次席家庭裁判所調査官
立川支部次席書記官
立川支部事務局次長

2　家事部分会（家事部のみに関する業務継続の組織体制の構築及び指揮命令を行う。）

家事部所長代行者
首席家庭裁判所調査官
家事部次席家庭裁判所調査官
家事部総括主任家庭裁判所調査官（企画）
家事首席書記官
家事次席書記官
家事訟廷管理官

3　少年部分会（少年部のみに関する業務継続の組織体制の構築及び指揮命令を行う。）

少年部所長代行者

首席家庭裁判所調査官
少年部次席家庭裁判所調査官
少年部総括主任家庭裁判所調査官（企画）
少年首席書記官
少年次席書記官
少年訟廷管理官

4　立川支部分会（立川支部のみに関する業務継続の組織体制の構築及び指揮命令を行う。）
立川支部長
立川支部次席家庭裁判所調査官
立川支部次席書記官
立川支部家事訟廷管理官
立川支部少年訟廷管理官
立川支部事務局次長
庶務課長

（別紙第2）

業務の分類

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>家事</th><th>少年</th><th>司法行政</th></tr>
<tr><td rowspan="5">発生時継続業務</td><td rowspan="2">強化・拡充業務</td><td colspan="3">・新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析，その連絡調整等の業務
・人員体制，発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
・国民に対する業務の状況の周知，利用者等からの問い合わせへの対応等</td></tr>
<tr><td colspan="2">・当事者対応（事件照会・期日変更等緊急性が高いもの）</td><td>・感染防止対策業務（庁舎管理等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般継続業務</td><td colspan="3">・文書の受付に関する事務</td></tr>
<tr><td>・令状に関する事務
・保全に関する事務（特に緊急性の高いもの）</td><td>・観護措置（令状に関する事務を含む。）に関する事務
・少年審判（観護措置がとられている事件）に関する事務</td><td>・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務（外部機関対応，会計事務，広報事務，管理事務等）
外部機関対応（裁判所相互間及び関係機関との連絡等）
会計事務（保管金事務，設備の修繕，物品調達，支払決議等）
広報事務（事件関係の報道対応等）
管理事務（庁舎管理事務，清掃・消毒業務，警備事務，守衛業務，運転業務等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務</td><td>・インフルエンザ対策業務（新型インフルエンザ等に関する情報収集，連絡調整等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発生時継続業務以外の業務</td><td rowspan="2">第1順位</td><td>・保全に関する事務（上記以外のもの）</td><td>・年齢切迫事件に関する事務</td><td rowspan="2">・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務
・給与の支払いに関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務</td></tr>
<tr><td>第2順位</td><td>・家事審判に関する事務
・家事調停に関する事務
・人事訴訟に関する事務
・その他の家事事件に関する事務</td><td>・少年審判（観護措置がとられていない事件）に関する事務
・その他の少年事件に関する事務</td><td>・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務</td></tr>
<tr><td>第3順位</td><td></td><td></td><td>上記いずれにも該当しない総務・人事・経理・出納の事務</td></tr>
</table>

（別紙第３）

国内感染期に移行した場合に縮小又は中断する業務の一般的な方針について連絡する関係機関

担当部署	関係機関
家事部（訟廷）	児童相談所 東京三弁護士会 司法書士会
少年部（訟廷）	検察庁 警視庁 東京三弁護士会 東京少年鑑別所 保護観察所 児童相談所
事務局（総務課）	調停協会 東京三弁護士会
立川支部	検察庁立川支部 弁護士会多摩支部 八王子少年鑑別所 保護観察所立川支部 児童相談所 調停協会立川会 司法書士会三多摩支会